

実 技 評 価 基 準 等

【こころとからだのしくみと生活支援技術（6）～（11）】

- (1) (6)～(11)の各細目の技術演習時間内に、各動作内容についてチェック項目を9項目設定し、担当講師による評価を行う。

評価	評 価 基 準	備考欄への記入
○	項目の内容ができた場合	気づいたこと等を記載
△	項目の内容がある程度できている場合 一部できていない箇所がある場合	できていない箇所を必ず記載 (その他、気づいたこと等)
×	項目の内容ができていなかった場合	できていない箇所を必ず記載 (その他、気づいたこと等)

- (2) 各動作内容で9項目の内7項目以上に○がつけば合格とする。
- (3) 各動作内容で○が7項目に満たなかった場合は、できていなかった箇所(△・×)についてもう一度確認し、合格するまで再評価を行う。

【こころとからだのしくみと生活支援技術（14）】

- (1) 総合生活支援技術演習時間内に、担当講師が評価する。
- (2) 試験内容は、実技演習において行った技術を習得しているかどうかを確認するもので、指示された課題に従ってモデルを使って介助する技能を評価する。
- (3) 採点する者が複数の場合は、客観性、公平性の観点から、採点基準等について事前に調整を図る。
- (4) 評価の方法は減点法の採点方式とし、採点項目ごとに減点を行い、100点満点から減点したものを得点とする。
- (5) 作業内容・態度・動作・作業時間について下記採点基準により判断し、70点以上を合格とする。

評 価	採 点 基 準	減 点
A	適切である	0 点
B	概ね適切である	1 点
C	わずかに欠点が認められる	2 点
D	不適切である	4 点

- (6) 基準に満たない場合は、必要に応じて補講等を行い基準に達するまで再評価を行う。

修了評価基準等

1 修了評価筆記試験

- (1) 実技試験合格が認定され、かつ全科目を履修した者に対して、1時間の筆記試験を行う。これに要する時間は、研修課程の時間数には含まない。
- (2) 試験問題は100点満点とし、70点以上取得した者を合格とする。修了者としての認定は当社協職員の講師が行う。
- (3) 不合格となった場合は、必要に応じて補講等を行い再度筆記試験による修了評価を行う。